

## 特定個人情報等の利用目的について

鳥取県国民健康保険団体連合会が特定個人情報等を取扱う業務とその利用目的は、以下のとおりです。

事務	本人	特定個人情報等の内容
個人番号関係事務	職員、その扶養親族並びに過去に職員及びその扶養親族であった者その他の右欄の対象者	法定調書記載項目並びに財産形成非課税住宅（年金）貯蓄、雇用保険、健康保険及び年金に関する届出事務の記載項目その他の連合会が個人番号関係事務を処理するために必要な情報
国民健康保険法に係る個人番号利用事務	被保険者、擬制世帯主並びに過去に被保険者及び擬制世帯主であった者	個人番号、宛名番号、被保険者番号、被保険者 ID、資格情報その他の連合会が国民健康保険事務を処理するために必要な情報
高齢者の医療の確保に関する法律に係る個人番号利用事務	被保険者、世帯構成員並びに過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者	個人番号、被保険者番号、氏名、生年月日、資格情報その他の連合会が高齢者の医療の確保に関する事務を処理するために必要な情報
介護保険法に係る個人番号利用事務	受給権者及び過去に受給権者であった者	個人番号、被保険者番号、氏名、生年月日、資格情報その他の連合会が介護保険事務を処理するために必要な情報
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る個人番号利用事務	支給決定障害者等及び過去に支給決定障害者等であった者	個人番号、受給者証番号、氏名、生年月日、資格情報その他の連合会が障害者総合支援事務を処理するために必要な情報
児童福祉法に係る個人番号利用事務	通所給付決定保護者等及び過去に通所給付決定保護者等であった者	個人番号、受給者証番号、氏名、生年月日、資格情報その他の連合会が児童福祉事務を処理するために必要な情報
医療保険者等向け中間サーバー等に係る個人番号利用事務	被保険者、擬制世帯主、世帯構成員並びに過去に被保険者及びその者と同一の世帯に属していた者並びに擬制世帯主であった者	個人番号、被保険者番号等（被保険者証記号、被保険者証番号、被保険者証枝番）、氏名、生年月日、資格情報その他の医療保険者等向け中間サーバー等における個人番号利用事務を処理するために必要な情報